

露店での火気取扱い留意事項

1 ガスコンロ等の取扱いについて

- (1) 火災予防上安全な距離を保つこと。
- (2) 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。
- (3) 地震等の対策を講じること。(可燃物の落下等)
- (4) 不燃性の床上又は台上で使用すること。
ただし、器具の底面等が可燃物に触れた状態でも、当該可燃物が発火するおそれがない器具については不燃材でなくても良い。
例) カセットコンロ、ホットプレート等の電源を熱源とする器具等
- (5) 故障し、又は破損したものを使用しないこと。
- (6) 本来の使用目的以外に使用する等不適當な使用をしないこと。
- (7) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。
- (8) 器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。
- (9) 燃料(ガス)漏れがないことを確認してから点火すること。
- (10) カセットコンロを複数並べて使用しないこと。
- (11) 消火器を準備すること。
- (12) ゴムホース等は器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか点検すること。
- (13) プロパンガスボンベは直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、転倒しないよう鎖等で固定すること。

2 発電機等の使用について

- (1) ガソリンは消防法で定められた金属製容器(携行缶)で持ち運ぶこと。
- (2) 燃料を補給する場合は、エンジンを停止し、金属製容器(携行缶)の圧力調整ネジ等で容器内の圧力を下げてから補給すること。
- (3) 金属製容器(携行缶)は、火気や高温部から離れた、直射日光の当たらない通気性の良い場所で貯蔵・取扱うこと。

お問い合わせは最寄りの消防本部及び消防署まで